(59)　経理の状況

［a～f　略］

g　連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

h　最近連結会計年度等において決算期を変更した場合には、その旨及び変更の内容を記載すること。

i　［略］

(60)　連結財務諸表

a　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第４条第２項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近２連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書の規定により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、四半期連結キャッシュ・フロー計算書並びに持分変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。）又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、中間連結株主資本等変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、(61)、(62)、(63)及び(64)の規定により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b　連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(65)において同じ。）等を会社

(58)　経理の状況

［a～f　同左］

g　連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

また、最近２連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近２事業年度等）において監査公認会計士等の異動（第19条第２項第９号の４に規定する異動をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について同号の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ(2)から(6)までに掲げる事項については、その概要）も記載すること。

h　最近連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等）において決算期を変更した場合には、その旨及び変更の内容を記載すること。

i　［同左］

(59)　連結財務諸表

a　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第４条第２項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近２連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(60)ただし書、(61)ただし書、(62)ただし書及び(63)ただし書の規定により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、四半期連結キャッシュ・フロー計算書並びに持分変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。）又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、中間連結株主資本等変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、(60)、(61)、(62)及び(63)の規定により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b　連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(64)において同じ。）等を会社